

家畜取引と 牛トレーサビリティ制度

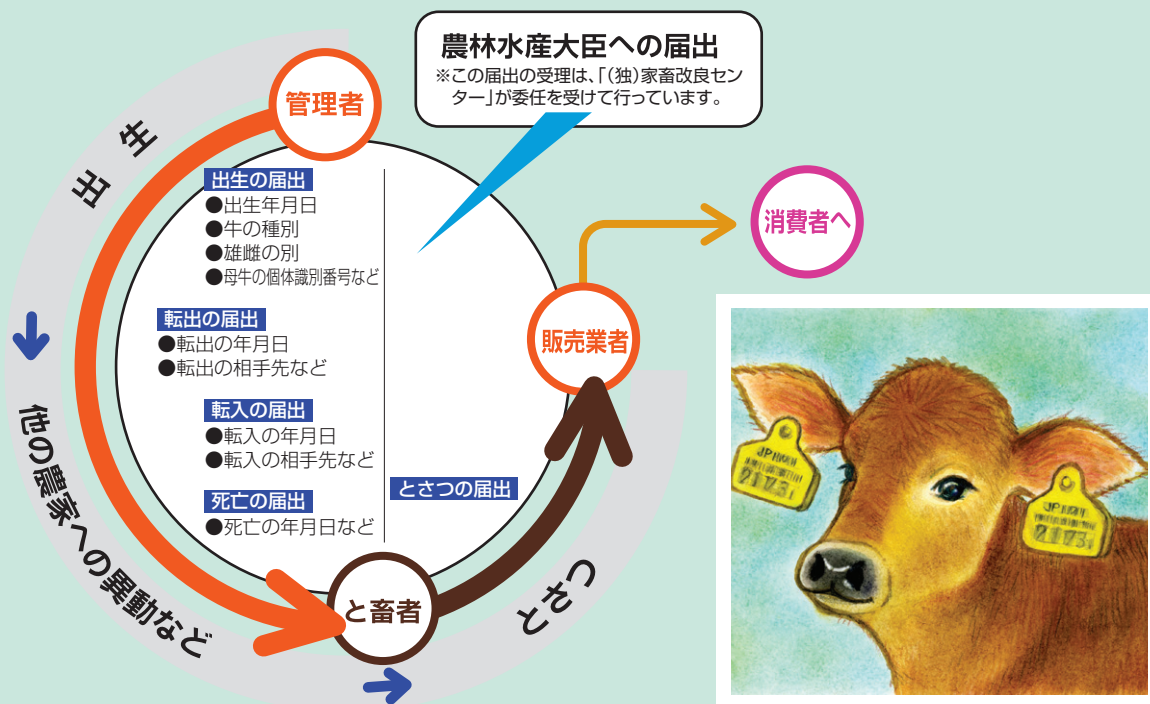
1

牛トレーサビリティ制度の概要

牛トレーサビリティ制度とは・・・

BSE のまん延防止措置の的確な実施や国産牛肉に対する消費者の信頼確保を図るため、牛 1 頭ごとに「個体識別番号」を印字した耳標を装着し、牛がとさつされるまでの履歴を一元管理して公表するとともに、とさつしてから牛肉として消費者に提供されるまでの間、「個体識別番号」を正確に伝達し、表示する制度です。

この制度により、BSE 発生時における迅速かつ的確な関連牛の特定及び所在などを把握することが可能であり、また、牛の履歴を公表することにより、生産過程の透明性が確保されます。



●牛肉の「生産履歴」が明らかになるため、消費者に安心して牛肉を購入・消費して
もらえるようになります。



耳標の装着及び届出

- 法令に基づき、牛の管理者である農家は、国内で生まれたすべての牛と生体で輸入された牛に、10桁の個体識別番号が印字された耳標を装着させ、速やかに(独)家畜改良センターに届出を行うことが義務づけられています。

繁殖農家



耳標の装着・届出

【出生の届出】

- ①自分の農家コード ②個体識別番号 ③生年月日 ④牛の種別 ⑤雄雌の別
⑥母牛の個体識別番号

耳標が両耳に装着されていない牛は、原則として、転出又は転入が禁止されております。また、届出が行われていなかったり、生年月日などが間違っていると、牛の取引に支障が生じます。繁殖農家は、牛が生まれたら速やかに牛の両耳に耳標を装着させ、正確に届出を行ってください。

- 法令に基づき、牛の管理者である農家は、①牛を転出（譲り渡し等）したら転出の届出 ②牛を転入（譲り受け等）したら転入の届出 ③牛が死亡したら死亡の届出を速やかに(独)家畜改良センターに行うことが義務づけられております。

繁殖・肥育農家



届出



届出が必要だよ！

【転出の届出】

- ①自分の農家コード
②個体識別番号
③異動内容（転出）
④異動（転出）年月日
⑤相手先の農家コード

【転入の届出】

- ①自分の農家コード
②個体識別番号
③異動内容（転入）
④異動（転入）年月日
⑤相手先の農家コード

【死亡の届出】

- ①自分の農家コード
②個体識別番号
③異動内容（死亡）
④異動（死亡）年月日
⑤引渡し先（化製場等）のコード^(注)

(注)詳細は「4 死亡牛の届出にかかる改正」参照。

届出方法は、FAX以外に、①電話音声応答システム ②パソコン報告システム ③携帯電話報告システムなどがあります。FAX以外の方法で行うと、すぐに（当日中）インターネットで履歴が公開されますので、できるだけFAX以外の方法で届出を行ってください。

問い合わせ先：(独)家畜改良センター 個体識別部 TEL：0248-48-0596

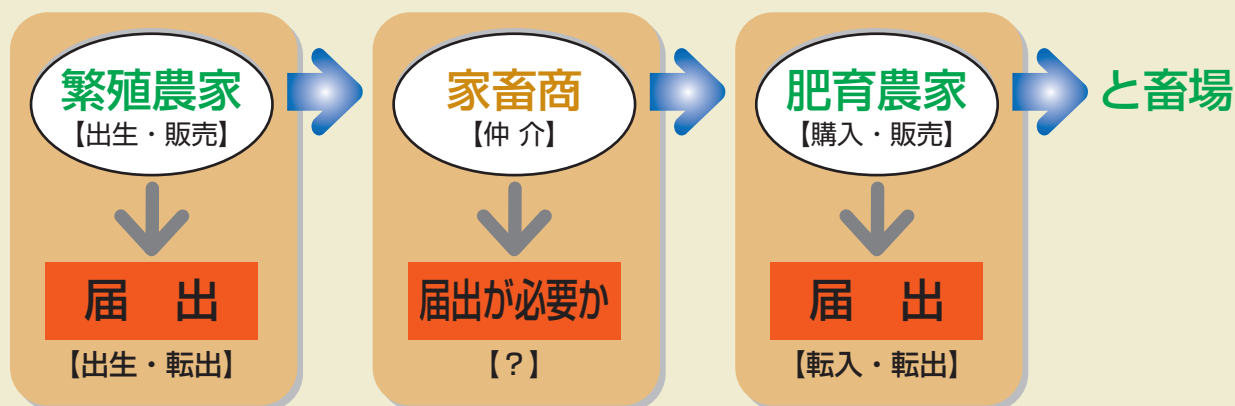


牛の取引を仲介する家畜商は

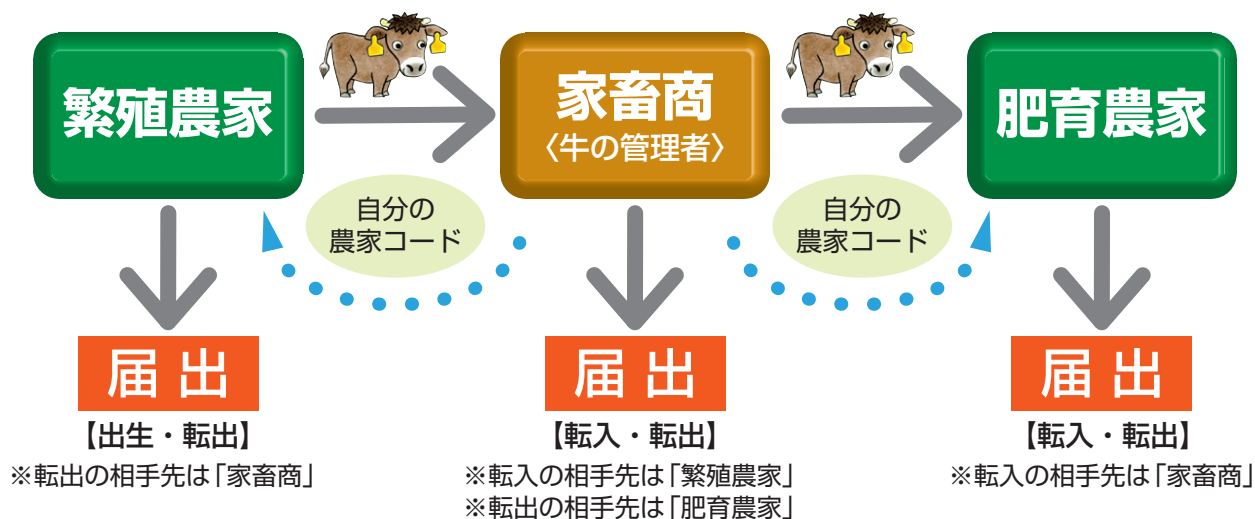
届出が必要なのか？

- 家畜商は、牛の取引における「仲介者」として重要な役割を果たしていますが、牛の取引の仲介をした家畜商は、転入及び転出の届出を行う必要があるのでしょうか？

農家・家畜商の関係



(1) 牛を7日以上預かる場合

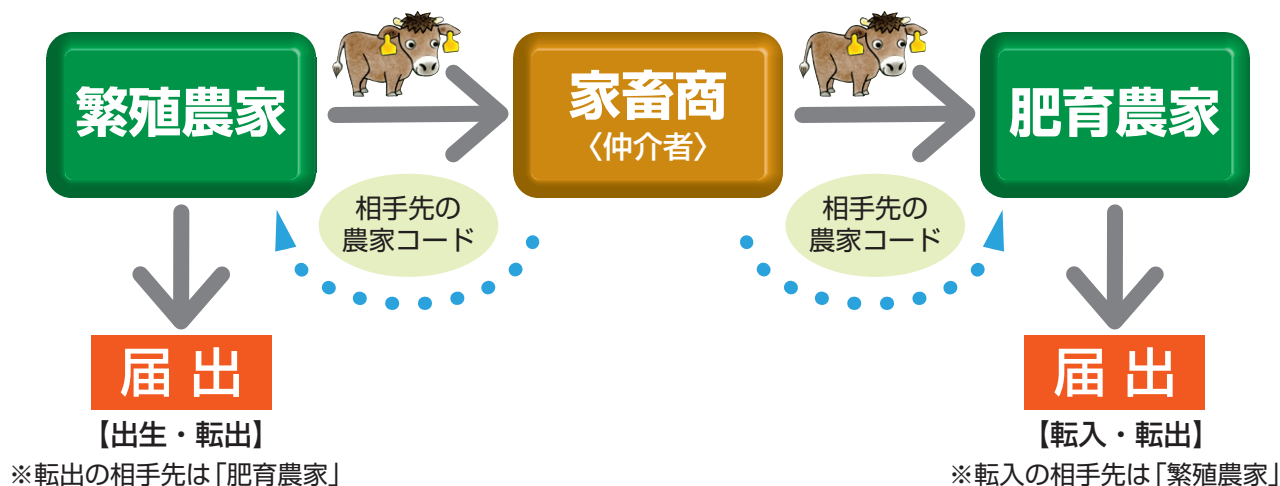


(注) 家畜商の方が農家コードを取得していない場合には、自分(家畜商)の氏名(個人の場合)又は名称(法人の場合)、電話番号をそれぞれの農家に伝えてください。なお、農家コードは農政事務所で取得してください。

牛の取引を仲介した家畜商であっても、牛を預かってから引き渡すまでの期間(輸送期間も含まれます。)がおおむね7日以上の場合には、牛の管理者として、転入及び転出の届出を行うことが必要となっております。

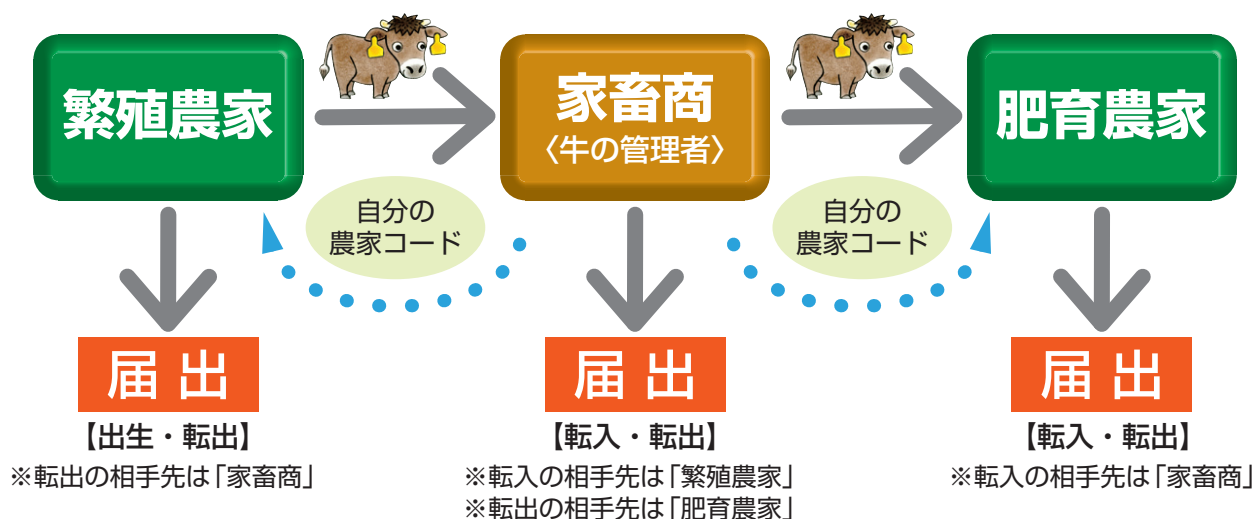
(2) 牛を7日以内に引き渡す場合

① 牛の販売先（肥育農家）が特定できる場合



牛の販売先（肥育農家）が特定できる場合、家畜商は、それぞれの農家に相手先の農家コード（相手先の農家コードがわからないときは、相手先の氏名又は名称、電話番号）を伝えてください。

② 牛の販売先（肥育農家）が特定できない場合



牛の販売先（肥育農家）が特定できない場合、家畜商は、繁殖農家に自分の農家コードを伝え、自ら転入の届出を行ってください。また、販売先が決まったら、販売先の肥育農家に自分の農家コードを伝え、自ら転出の届出を行ってください。



4 死亡牛の届出にかかる改正

- 法令の改正により、牛の管理者である農家は、平成22年4月1日以降に死亡した牛を化製場・死亡獣畜取扱場・家畜保健衛生所に引渡しした場合、死亡の届出の際に、死亡牛の個体識別番号・死亡の年月日に加え、**死亡牛の引渡し先（コード番号）**の届出が必要となりました。

改正後（平成22年4月1日～）

牛の管理者



死亡の届出

- ・個体識別番号
- ・死亡の年月日
- ・死亡牛の引渡し先（処分先）のコード番号

独立行政法人
家畜改良センター



※コード番号がわからない場合は、最寄りの農政事務所又は（独）家畜改良センター個体識別部にお問い合わせください。



家畜商の

5 コンプライアンス(法令遵守)

- コンプライアンスとは、「**法律や行政規則を守る**」という意味だけに限らず、**社会通念上の常識や倫理（モラル）**に照らして非難される行動はしないということも含まれます。

牛トレーサビリティ法違反事件が発生し、関係者に対する国民・消費者の視線は極めて厳しいものがあります。家畜商の業務は、家畜流通の中核を担い、国民・消費者にとって関心の高い、食の安全・安心に係る分野であり、国民・消費者からの信頼を確保することが不可欠です。

牛トレーサビリティ法違反事件

●虚偽の届出（牛トレーサビリティ法第11条第2項違反）

県内で最も長く飼養された銘柄牛として販売することを目的に、肉用牛の転入年月日を実際よりも早い日付にするなど、虚偽の届出を行った。

●耳標の付け替え（牛トレーサビリティ法第10条第1項違反）

子牛を偽って販売することを目的に、死亡した授精証明書付きの子牛の耳票を取り外し、これを別の授精証明書のない子牛に付け替えた。

地方農政局・農政事務所一覧

質問等は、下記の地方農政局・農政事務所までお問い合わせ下さい。

平成23年1月現在

	名称	所在地	TEL		名称	所在地	TEL		名称	所在地	TEL
北海道	北海道農政事務所	札幌市	011-642-5463	東	神奈川農政事務所	横浜市	045-211-1333	中	地域第2課	倉敷市	086-424-1077
	地域第1課	札幌市	011-863-6031		地域課	海老名市	046-232-2911		地域第3課	津山市	0868-22-5151
	地域第2課	函館市	0138-26-7800		山梨農政事務所	甲府市	055-226-6613		地域第4課	赤磐市	086-955-0385
	地域第3課	小樽市	0134-23-2535		地域課	韮崎市	0551-22-7101		鳥取農政事務所	鳥取市	0857-22-3184
	地域第4課	旭川市	0166-76-1277		長野農政事務所	長野市	026-233-2991		地域課	米子市	0859-27-1721
	地域第5課	釧路市	0154-23-4401		地域第1課	松本市	0263-47-2001		島根農政事務所	松江市	0852-24-7311
	地域第6課	帯広市	0155-24-2401		地域第2課	伊那市	0265-72-3178		地域第1課	浜田市	0855-22-0980
	地域第7課	北見市	0157-23-4171		地域第3課	佐久市	0267-62-6271		地域第2課	出雲市	0853-22-6120
	地域第8課	岩見沢市	0126-22-3261		静岡農政事務所	静岡市	054-246-6959		広島農政事務所	広島市	082-228-9630
	地域第9課	苫小牧市	0144-32-5345		地域第1課	浜松市	053-441-0137		地域第1課	三原市	0848-67-6262
東	地域第10課	士別市	0165-22-3143	北	地域第2課	沼津市	055-921-1741	四	地域第2課	福山市	084-955-1951
	地域第11課	滝川市	0125-22-1511		地域第3課	島田市	0547-36-5665		地域第3課	三次市	0824-63-4187
	東北農政局	仙台市	022-263-1111		北陸農政局	金沢市	076-232-4106		山口農政事務所	山口市	083-922-5204
	地域第1課	仙台市	022-236-6661		地域第1課	金沢市	076-241-3151		地域第1課	萩市	0838-22-0955
	地域第2課	大崎市	0229-23-6211		地域第2課	七尾市	0767-52-3387		地域第2課	周南市	0833-92-2120
	地域第3課	大河原町	0224-53-3811		地域第3課	小松市	0761-22-3996		地域第3課	山陽小野田市	0836-73-1937
	地域第4課	登米市	0220-22-6251		新潟農政事務所	新潟市	025-228-5212		徳島農政事務所	徳島市	088-622-6136
	青森農政事務所	青森市	017-775-2151		地域第1課	長岡市	0258-27-2011		地域第1課	阿南市	0884-22-0328
	地域第1課	弘前市	0172-27-6180		地域第2課	新発田市	0254-22-4101		地域第2課	吉野川市	0883-25-3131
	地域第2課	八戸市	0178-29-2113	陸	地域第3課	燕市	0256-61-6011	国	香川農政事務所	高松市	087-831-8155
北	地域第3課	五所川原市	0173-35-2138		地域第4課	上越市	025-543-4574		地域第1課	坂出市	0877-46-5144
	岩手農政事務所	盛岡市	019-624-1125		地域第5課	魚沼市	025-792-8211		地域第2課	観音寺市	0875-25-3191
	地域第1課	奥州市	0197-24-3010		富山農政事務所	富山市	076-441-9311		愛媛農政事務所	松山市	089-932-1379
	地域第2課	花巻市	0198-23-2336		地域第1課	高岡市	0766-21-2426		地域第1課	大洲市	0893-24-4195
	地域第3課	一関市	0191-23-4518		地域第2課	魚津市	0765-22-0234		地域第2課	西条市	0898-64-3105
	地域第4課	二戸市	0195-23-3125		福井農政事務所	福井市	0776-36-1790		高知農政事務所	高知市	088-875-2155
	秋田農政事務所	秋田市	018-862-5639		地域第1課	敦賀市	0770-23-5700		地域第1課	四万十市	0880-34-5355
	地域第1課	能代市	0185-58-2311		地域第2課	鯖江市	0778-52-4411		地域第2課	香美市	0887-52-5171
	地域第2課	大館市	0186-43-3135	東	東海農政局	名古屋市	052-223-4670	九	九州農政局	熊本市	096-211-9111
	地域第3課	湯沢市	0183-73-0103		地域第1課	名古屋市	052-763-4310		地域第1課	熊本市	096-211-9111
東	地域第4課	大仙市	0187-63-3220		地域第2課	豊橋市	0532-45-8195		地域第2課	八代市	0965-35-7311
	山形農政事務所	山形市	023-622-7233		地域第3課	岡崎市	0564-51-5131		地域第3課	人吉市	0966-22-5144
	地域第1課	酒田市	0234-33-7244		地域第4課	愛西市	0567-28-2994		地域第4課	菊池市	0968-25-2137
	地域第2課	村山市	0237-55-4411		岐阜農政事務所	岐阜市	058-271-4044		福岡農政事務所	福岡市	092-281-8261
	地域第3課	南陽市	0238-43-4210		地域第1課	大垣市	0584-73-4351		地域第1課	北九州市	093-571-3623
	福島農政事務所	福島市	024-534-4152		地域第2課	高山市	0577-32-1155		地域第2課	久留米市	0942-21-9473
	地域第1課	会津若松市	0242-22-7381		地域第3課	中津川市	0573-68-3838		地域第3課	飯塚市	0948-22-0859
	地域第2課	郡山市	024-937-3980	海	三重農政事務所	津市	059-228-3151		地域第4課	柳川市	0944-73-5126
	地域第3課	いわき市	0246-23-8511		地域第1課	四日市市	0593-53-4671	沖	佐賀農政事務所	佐賀市	0952-23-3132
	地域第4課	白河市	0248-22-1241		地域第2課	松阪市	0598-52-1511		地域第1課	唐津市	0955-78-0488
関	関東農政局	さいたま市	048-740-0365		近畿農政局	京都市	075-451-9161		地域第2課	武雄市	0954-22-2125
	地域第1課	さいたま市	048-864-9041		地域第1課	京都市	075-414-9751		長崎農政事務所	長崎市	095-845-7125
	地域第2課	川越市	049-225-3291		地域第2課	福知山市	0773-22-4188		地域第1課	佐世保市	0956-31-7327
	地域第3課	熊谷市	048-524-5711		地域第3課	南丹市	0771-62-3371		地域第2課	諫早市	0957-26-1122
	茨城農政事務所	水戸市	029-221-2185		滋賀農政事務所	大津市	077-522-4261		大分農政事務所	大分市	097-532-6131
	地域第1課	日立市	0294-53-4155		地域第1課	東近江市	0748-23-3841		地域第1課	宇佐市	0978-32-1344
	地域第2課	土浦市	029-843-6875		地域第2課	米原市	0749-52-5890		地域第2課	豊後大野市	0974-22-2311
	地域第3課	筑西市	0296-24-3155		大阪農政事務所	大阪市	06-6943-9691		地域第3課	玖珠町	0973-73-8311
	栃木農政事務所	宇都宮市	028-633-3421	畿	地域第1課	茨木市	072-633-1335		宮崎農政事務所	宮崎市	0985-22-3181
	地域第1課	栃木市	0282-22-4141		地域第2課	高石市	072-264-6060		地域第1課	都城市	0986-23-3966
東	地域第2課	大田原市	0287-23-5611		兵庫農政事務所	神戸市	078-331-9944		地域第2課	延岡市	0982-35-7311
	地域第3課	さくら市	028-682-2611		地域第1課	姫路市	079-281-3692		鹿児島農政事務所	鹿児島市	099-222-0121
	群馬農政事務所	前橋市	027-221-1181		地域第2課	豊岡市	0796-22-2171		地域第1課	薩摩川内市	0996-22-4156
	地域第1課	高崎市	027-343-7941		地域第3課	豊後市	0797-87-5484		地域第2課	鹿屋市	0994-43-4136
	地域第2課	太田市	0276-31-3551		地域第4課	加東市	0795-42-2411		地域第3課	南さつま市	0993-52-2345
	千葉農政事務所	千葉市	043-224-5611		奈良農政事務所	奈良市	0742-23-1281	沖	沖縄総合事務局	那覇市	098-866-1672
	地域第1課	木更津市	0438-25-6401		地域課	橿原市	0744-29-9171		那覇農林水産センター	那覇市	098-866-1675
	地域第2課	茂原市	0475-23-1205		和歌山農政事務所	和歌山市	073-436-3831		名護農林水産センター	名護市	0980-52-3971
	地域第3課	佐倉市	043-484-1207		地域課	御坊市	0738-22-3525		宮古島農林水産センター	宮古島市	0980-72-4772
	東京農政事務所	千代田区	03-3214-7323	中国	中国四国農政局	岡山市	086-224-4511		石垣農林水産センター	石垣市	0980-82-2324
	地域課	立川市	042-529-0210		地域第1課	岡山市	086-223-3192				